

## 「呉・大博覧会」事業募集要領

呉市企画部企画課

### (趣旨)

第1条 本要領は、「呉・大博覧会」事業の募集の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本要領において「呉・大博覧会」事業とは、企業や各種団体等が「呉・大博覧会」事業の名称を使用して呉市への来訪者の増加や地域の活性化に資するイベント・行事を自主的に実施する事業で、その趣旨及び目的が「呉・大博覧会」が目指す呉市海事歴史科学館の休館対策事業にふさわしいものをいう。

### (申込)

第3条 「呉・大博覧会」事業の名称を使用しようとする者（以下、「事業者」という。）は、「呉・大博覧会」事業申込書を呉市企画部企画課に提出するものとする。

### (申込基準)

第4条 事業者が申し込みを行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 「呉・大博覧会」事業の趣旨に合致すること。
- (2) 法令又は公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるものではないこと。
- (3) 政治、宗教活動等若しくは不当な利益を目的としないものであること。
- (4) 呉市のイメージを損なうおそれのないものであること。

### (承認)

第5条 「呉・大博覧会」事業申込書が提出されたもので、事業者が本要領を確認・承諾しているものについては、「呉・大博覧会」事業として承認するものとする。

2 承認の通知は、行わない。

### (実施期間)

第6条 事業の実施期間は、原則として令和6年7月26日から令和8年3月31日までの間とする。

(承認の取消)

第7条 市長は、申請書の内容に虚偽があると認めるとき又は第4条に規定する申込基準に適合しない、若しくは適合しなくなったと認めるときは、事業の承認を取り消すことができる。この場合において、事業者に損害が生じても、呉市はその責めを負わない。

2 市長は、前項の規定により事業の承認を取り消す場合は、事業者に通知するものとする。

(名称等の使用)

第8条 第5条の規定により承認された事業者は、事業の実施、宣伝等において、「呉・大博覧会」の名称、ロゴマークを使用することができる。

(その他)

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年7月26日から実施する。